

さいたま市建築設計業務委託共通仕様書

新旧対照表

令和6年10月

新

旧

備考

さいたま市建築設計業務委託共通仕様書	さいたま市建築設計業務委託共通仕様書	改定年月の変更
令和6年 1 <u>0</u> 月	令和6年 4 <u>4</u> 月	
第2章 設計業務の範囲 設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。 1. 一般業務の内容は、令和6<u>令和6</u>年国土交通省告示第8<u>8</u>号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。	第2章 設計業務の範囲 設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。 1. 一般業務の内容は、平成31<u>平成31</u>年国土交通省告示第98<u>98</u>号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。	平成31年告示第98号の廃止、令和6年告示第8号の制定に伴い修正